

伊勢市農業委員会 第202回 総会議事録

日 時	令和4年10月17日（月）13時54分～15時19分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	15名 1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行 10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男 13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信 18番 大西 正義 19番 森北 雅博
欠席委員	4名 4番 山添 久憲 7番 中澤 利吉 16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭
総会出席職員	農業委員会事務局 日置 幸美（局長） 中野 雅之（係長） 上野 結女（会計年度任用職員） 農林水産課 青木 茉耶（会計年度任用職員）
会議録署名者	6番 神廣 敏夫 15番 出口 勝信
付議事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
報告事項	1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について 2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について 3. 農用地利用集積計画の中途解約について

<p>議 長</p>	<p>4. 農地利用変更届出書について 5. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より) 6. その他</p> <p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第202回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>15</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、 6番の神廣 敏夫さん 15番の出口 勝信さん のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 事業計画変更承認申請について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案) 以上6件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図、正誤表を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p>

それでは、ご説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。
件数は 5 件、田が 3 筆 3,932 m²、畑が 2 筆 402 m²の 計 5 筆 4,334
m²でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移
転でございます。それでは 1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。受人は東大淀町の畑 1 筆を譲り
受けたいとの申請でございます。申請地は東大淀町地内 市立東大淀
小学校より西へ 170m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地
でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人
員は 4 名でございます。

2 番、こちらは贈与でございます。受人は鹿海町の畑 1 筆を譲り受
けたいとの申請でございます。申請地は黒瀬町地内 県立宇治山田商
業高等学校より東へ 330m に位置する農業振興地域内 農用地区域外
農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼
働人員は 3 名でございます。

3 番、こちらも贈与でございます。受人は上野町の田 1 筆を譲り受
けたいとの申請でございます。申請地は上野町地内 伊勢市沼木支所
より北東へ 370m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でご
ざいます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は
3 名でございます。

次ページ（1 - 2）をご覧ください。

4 番、こちらは売買でございます。受人は御菌町高向の田 1 筆を譲
り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町高向地内 高向西
公園より西へ 300m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地で
ございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人
員は 2 名でございます。

5 番、こちらも売買でございます。受人は御菌町高向の田 1 筆を譲
り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町高向地内 高向西
公園より西へ 260m に位置する農業振興地域外農地でございます。現地

調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された2番については、営農計画書が添付されており、事務局としては適正であると判断いたしました。また、4番は所有権移転後、草を刈り起耕後に水稻を栽培する旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。なお、遊休農地と判断された1番は、所有権移転後に表土を入れ、芋類を栽培する旨を追記してもらい、事務局において適正であると判断いたしました。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。この内4番は森北 雅博委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(森北委員、退席してから審議)

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、外にご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第1号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第1号のその他の案件について審議に入りたいと思います。
何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない
ようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご
異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条
の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決
定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題とい
たします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は1件、
内訳といたしまして、田のみ4筆の770㎡でございます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、こちらは令和3年12月15日付で農地法第5条にて許可した売買に
よる貸資材置場でございました。申し出によりますと、土地の形状から当初の計
画では必要な駐車台数が確保できないことが判明したので、駐車台数を確保す
るために隣地を取得して拡大するものでございます。なお、転用申請が【5
条—1番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。

議案第2号は、以上1件でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら
どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、畑のみ3筆の475㎡でございます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、申請者は神久5丁目の畑2筆を駐車場9台分に整備した後、隣接する墓地の駐車場として久志本墓地管理組合に貸し出したいとの申請にございます。申請地は神久5丁目地内に点在する第3種農地でございます。現地調査の結果、整備完了が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。申請者が、平成30年2月頃に申請をせずに駐車場に整備してしまったとの内容で始末書が提出されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

2番、申請者は御菌町長屋の畑1筆を、自身が使用する農業用倉庫1棟78.00㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町高向地内 高向墓地より南へ4mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請につきましても農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法第4条第6項ただし書きにある農業用施設用地として用途区分が行われている農地で、農業用施設を建設する場合は転用が認められるものに該当します。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としては

コンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係長

4ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は12件、内訳といたしまして、田が10筆6,107㎡、畑が6筆4,940㎡の計16筆11,047㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、売買でございます。こちらは2号議案にてお認めいただきました事業計

画変更に伴って、改めて申請された案件でございます。本案件は事業計画変更の申請者でもある受人が、一之木4丁目の田1筆と隣接する公衆用道路1筆8.52㎡を譲り受け、令和3年12月に5条許可済みの4筆と一体利用して、岡本1丁目で施設警備業務等を営む株式会社さくら警備 代表取締役 上野 圭子さんに、駐車場及び資材置場として貸し出したいとの申請でございます。申請地は御菌町高向日地内 勢京ビジネス専門学校より南西へ160mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらも売買でございます。受人である岩淵1丁目で不動産業等を営む株式会社丸彦 代表取締役 酒徳 泰彦 さんが、黒瀬町の田1筆を譲り受けて、分譲宅地3区画と道路としたいとの申請でございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。申請地は黒瀬町地内 市立浜郷小学校より南西へ200mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

3番、こちらも売買でございます。受人である多気郡明和町で不動産業を営む池田建設株式会社 代表取締役 早津 真由子さんが、藤里町の田1筆を譲り受けて、建売住宅4棟 建築面積計270.34㎡としたいとの申請でございます。申請地は旭町地内 市立宮山小学校より南東へ370mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、着工が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。本申請につきましては、譲渡人が本年9月頃に土を搬入し整地してしまったとの内容で始末書が提出されました。建ぺい率は24%、排水は合併浄化槽をへて東側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置するとのことでございます。そして本案件の転用面積は実測で1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件に該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

4番、こちらも売買でございます。受人は津村町の田1筆を譲り受けて、駐車場4台分としたいとの申請でございます。申請地は津村町地内 主要地方道伊勢南島線 津村町交差点より東へ130mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

5番、こちらも売買でございます。受人は西豊浜町の田1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積271.67㎡としたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 伊勢市豊浜支所より南西へ490mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、譲渡人が本年6月頃に土を搬入し整地してしまっただけとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は54%、排水は合併浄化槽をへて北側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

6番、こちらは贈与でございます。受人は、上地町の畑2筆を譲り受けて、所有権が移転した後に整備し、名古屋市中区千代田3丁目で発電事業等を営む株式会社INPUT 代表取締役 村瀬 智香さんが建築需要を見込んで資材を確保し保管するための置場2箇所として貸したいとの申請でございます。申請地は上地町地内に点在する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として隔離を行うとのことでございます。

7番、こちらは一時転用による賃貸借でございます。借人である円座町で土木建築工事業等を営む株式会社森組 代表取締役 森 庄平さんが、三重県が発注した令和4年度高度水利機能基盤第5112-分0002号宮川左岸地区高度水利機能確保基盤整備事業 下外城田線 用水路その6工事を受注した関係で、中須町の畑1筆を令和5年3月31日まで賃貸借により借り上げて、工事用の資材置場としたいとの申請でございます。申請地は栗野町地内 市立城田中学校より南東へ100mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定される「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当することから、不許可の例外に該当するものでございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで南東側

既設排水路へ放流とし、被害防除として隔離を行うとのことをございます。

なお、借人から、工事着手が遅れると工期内の完成は不可能であると判断し、来年度の耕作に悪影響を及ぼさず耕作者へも迷惑を掛けないため、許可1週間前には着工する必要があるという理由で、始末書が提出されております。

8番、こちらは売買でございます。受人は楠部町の田1筆を譲り受けて、共同住宅 建築面積253.55㎡としたいとの申請でございます。申請地は中村町地内 近鉄五十鈴川駅より北東へ150mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて北側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するとのことをございます。

9番、こちらは贈与でございます。受人は鹿海町の田1筆と畑2筆を譲り受け、山林として管理したいとの申請でございます。申請地は鹿海町地内に点在する第2種農地でございます。本申請につきましては、譲渡人の亡兄が50年程前から農地を管理せず放置し山林化させてしまった（令和3年12月に相続をした時点では山林になっていたと）とのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては、現状のまま使用して問題ないとのことをございます。

10番、こちらは売買でございます。受人は二見町茶屋の田2筆を譲り受け、隣接する自己所有の雑種地1筆129㎡と一体利用して、所有権が移転した後に整備し、母親が経営する共同住宅居住者の駐車場5台分として貸したいとの申請でございます。申請地は二見町茶屋地内 伊勢市二見総合支所より南へ160mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

11番、こちらでも売買でございます。受人である二見町山田原で配電盤の製作等を営む有限会社浅井工作所 代表取締役 浅井 正文さんが、二見町山田原の田1筆を譲り受けて、作業場及び駐車場9台分としたいとの申請でございます。申請地は二見町山田原地内 山田原児童公園より東へ150mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、着工が判明したため始末書の提出を求めました。よって、現況地目は棒線表記となります。譲渡人から、令和3年12月頃から届出をせずに土置場として使用していたとの内

容で始末書が提出されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことをごさいます。

12番、こちらも売買をごさいます。受人である神田久志本町で不動産業等を営む有限会社伊勢志摩不動産 代表取締役 杉原 正さんが、小俣町明野の畑1筆を譲り受けて、分譲宅地10区画と道路としたいとの申請にごさいます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件をごさいます。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より北へ80mに位置する第3種農地にごさいます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。そして本案件は、転用面積が1,000㎡を超えることから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものをごさいます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものをごさいます。

議案第4号の説明は、以上をごさいます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

出口委員

1番について、一体利用地で公衆用道路がありますが、何か事情があるのですか。

係 長

こちらは所有者である渡人と伊勢市が交換をしたところで、渡人がその後地目の変更をしておらず、公衆用道路のままになっていました。

<p>議 長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、外にご質問もないようございませぬので、本件について許可いたしたいと思ひませぬが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしということございませぬので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、3番、12番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたしましませぬ。事務局の説明を求めませぬ。</p>
<p>係 長</p>	<p>5ページをお願いしましませぬ。</p> <p>議案第5号 非農地証明願についてございませぬ。件数は3件、内訳といたしましませぬ、畑が3筆のみの1,584㎡です。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ(5-1)をご覧ください。</p> <p>1番、二見町山田原の畑1筆で現況は宅地ございませぬ。こちらは平成8年に住宅を建築し利用していたとのことで、固定資産課税証明書の写しを提出した上で、非農地証明の願ひ出が上がっております。</p> <p>2番、小俣町元町の畑1筆で現況は宅地ございませぬ。こちらは昭和60年に貸店舗を建築し利用していたとのことで、固定資産税課税資産内訳書の写しを提出した上で、非農地証明の願ひ出が上がっております。</p> <p>3番、御菌町高向の畑1筆で現況は宅地ございませぬ。こちらは大正6年に住宅を新築し、その後倉庫、物置を増築し利用していたとのことで、固定資産税課</p>

<p>議 長</p> <p>出口委員</p> <p>局 長</p> <p>出口委員</p> <p>局 長</p>	<p>税資産内訳書の写しを提出した上で、非農地証明の願い出が上がっております。</p> <p>議案第5号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>3番について大正6年に建築されたということですが、登記上農地だからということではあるでしょうが、法務局で地目を変えるにはここまで古いものも非農地証明が必要なのでしょうか。</p> <p>大正6年は農地法が施行される以前ですが、非農地証明の制度ができる以前は、農地法が施行される以前に建物を建てたり、植林をしてあったりした土地であれば、「農地に非ざる旨の証明」を出していましたが、後に現在の非農地証明へと変わりました。今回もおそらく願出者が地目変更のために法務局へ行ったら、農業委員会の非農地証明が必要になるから取ってくるよう言われて申請されたと思われます。</p> <p>法務局の登記官も現地の確認も行きますから現に農地か否か確認することもできますし、固定資産税の証明などで年数の確認もすれば判断の根拠として使えますし、登記官でもその確認ができるのであれば判断ができますよね。その判断は農業委員会も同じようなことをしているので、法務局がすべきことか、農業委員会がすべきことか、いろいろな事例や判例が個別にあると思いますので事務局でも調べてもらえませんか。所有権であれば時効取得もありますよね。</p> <p>農地法施行以前は農地に建物を建てるには許可を取らなければいけないということはなかったのですが、非農地証明については所有権での時効取得のように、20年以上農地でないことが証明できて現に農地でないことが確認できれば、その上で本来は転用許可が必要であったところを非農地証明に代えさせていただいている形になります。</p>
--	--

議 長	一度事務局でも事例などを調べてもらえませんか。
係 長	確認させていただきます。
議 長	ほかにございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、5号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声多数あり)
	ご異議なしということでございますので、議案第5号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。
	続きまして、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。
青木 (農林水産課)	それでは、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は72件で、田が160筆の179,817.68㎡、畑が8筆の5,966㎡、計168筆の185,783.68㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。
	内訳といたしまして、
	◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が4件で、田のみ6筆の9,462㎡。
	◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が34件で、
	田が77筆の85,177.84㎡、畑が4筆の2,983㎡、計81筆の88,160.84㎡。
	◇10年間の利用権(賃貸借権)の移転が34件で、
	田が77筆の85,177.84㎡、畑が4筆の2,983㎡、計81筆の88,160.84㎡。
	以上件数は72件で、田が160筆の179,817.68㎡、畑が8筆の5,966㎡、計168筆の185,783.68㎡でございます。転貸抜きの件数は38件で、田が83筆の94,639.84㎡、畑が4筆の2,983㎡、計87筆の97,622.84㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしく願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内 61・62 は、森北 雅博委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(森北委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第 6 号中の森北委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第 6 号のその他の案件について審議に入りたいと思います。何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6 号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしのこととでございますので、議案第 6 号 伊勢市農用地利

	<p>用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p> <p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……2件（説明内容記録省略） 2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について ……2件（説明内容記録省略） 3. 農用地利用集積計画の中途解約について ……3件（説明内容記録省略） 4. 農地利用変更届出書について ……2件（説明内容記録省略） 5. 農地の転用事実に関する照会書について(津地方法務局伊勢支局より) ……1件（説明内容記録省略） <p>報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>10月の現地調査のお願いでございます。</p>

議 長

・10月27日（木） 森北 雅博 委員、 山口 和男 委員
・10月28日（金） 吉田 保 委員、 中西 重喜 委員
にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、
市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。

連絡は以上でございます。ありがとうございました。

その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。

（中西重喜委員より意見事項があったが、審議に直接関係のない内容のため省略）

ほかにごございませんか。

それでは、特にないようでございますので、第202回の総会を
閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____